

## 野田市移動式赤ちゃん休憩室貸出しマニュアル

### 1 使用目的

市内で開催される様々な催物等で、乳幼児の授乳やおむつ交換等を行うためのスペースとして使うことに限ります。

### 2 貸出し条件

使用を希望する行事が次のいずれかに該当する場合は、移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことができません。

- (1) 野田市の品位を傷つける、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき
- (2) 移動式赤ちゃん休憩室の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 法令に違反し、公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (5) その他、管理者が移動式赤ちゃん休憩室の使用について不相当であると認めるとき

### 3 貸出品

- ・テント一式（テント、幕、重り4セット、収納バック）  
[テントサイズ] 床 2.4m×奥行 2.4m×高さは 2.77～2.93mまで変更可能
- ・おむつ交換台
- ・折りたたみ椅子
- ・テントを運ぶキャリー

※単品での貸出しはできません。

### 4 受付期間

移動式赤ちゃん休憩室は、移動式赤ちゃん休憩室を使用する3月前から7日前まで予約を受け付けます。受付期間内に貸出し手続きをしてください。

### 5 移動式赤ちゃん休憩室の貸出し手続き

- (1) 児童家庭課に電話で、移動式赤ちゃん休憩室の空き状況を確認する。（電話での予約はできませんのでご注意ください）
- (2) 移動式赤ちゃん休憩室の空きが確認できたら、速やかに移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書に必要事項を記入し、貸出しを希望するイベントの概要がわかる資料を添え、児童家庭課に提出する。

### 6 貸出しの承諾

「5 移動式赤ちゃん休憩室の貸出し手続き」において、申込み内容が貸出条件に合致していれば移動式赤ちゃん休憩室を使用していただくことができます。ただし、貸し出す際に、条件をつけることがありますのでご了承ください。

### 7 移動式赤ちゃん休憩室の貸出し

移動式赤ちゃん休憩室を借りる際は、開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）に直接児童家庭課まで取りに来てください。また、開庁時間に直接お返しく下さい。

### 8 貸出期間

貸出期間は、原則として最長7日です。

## 9 貸出料

移動式赤ちゃん休憩室の貸出しは、無料です。ただし、テント等の運搬・管理等、設置に要する費用は、使用者の負担となります。

## 10 遵守事項

移動式赤ちゃん休憩室を使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること
- (2) 貸出期間を遵守すること
- (3) 移動式赤ちゃん休憩室を第三者に転貸しないこと
- (4) 移動式赤ちゃん休憩室の使用について、「14 移動式赤ちゃん休憩室を使用する際の注意事項」を遵守して取り扱うこと
- (5) 条件が付された場合、これに従って使用すること

## 11 貸出しの取消し

遵守事項を守らなかったときは、その承諾を取り消し、以後の使用は承諾しないのでご注意ください。この場合、使用者に損害が生じても、野田市はその責めを負いません。

## 12 原状回復

貸出期間中に、移動式赤ちゃん休憩室を汚損滅失（盗難を含む。）した場合、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニング復元を行うなど、原状回復をお願いします。補修等が困難な場合は、使用者において実費弁償していただくことがあります。

## 13 事故等の取扱い

移動式赤ちゃん休憩室の使用により生じた使用者の事故及び第三者への損害等に対して、野田市は一切その責めを負いません。

## 14 移動式赤ちゃん休憩室を使用する際の注意事項

- (1) 休憩室で出たごみは参加者に持ち帰るよう呼びかけること。ごみが出た場合は、使用者で責任をもって廃棄すること。
- (2) 事故防止のため設置にあたっては、イベント本部付近等の主催者の目の届く範囲内に設置する、もしくは移動式赤ちゃん休憩室側に監視者をつける等の運営を行うこと。夏季に使用する場合は気温などを考慮して日陰に設置する、テントの高さを最上位にする等の十分な暑さ対策をすること。
- (3) 移動式赤ちゃん休憩室には必ずウエイトを使い、適切な転倒防止対策をすること。
- (4) 火災防止のためテントに火器類を近づけないこと。テント内は禁煙とすること。
- (5) 使用前と使用後は、除菌ティッシュ等でおむつ交換台及び椅子を拭くこと。
- (6) 返却時に破損、汚損がないか確認すること。濡れている場合には、十分に乾燥させてから収納すること。
- (7) 使用日が複数日にまたがる場合は毎日撤去を行い、夜間等に屋外に設置されたままにしないようにすること。